

教 職 第 432 号
平成 24 年 6 月 1 日

各道立学校長 様

北海道教育委員会教育長

北海道学校職員の週休日の振替等に係る振替期間の特例について（通達）

このことについて、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則 13-43。以下「規則」という。）第 22 条の規定により人事委員会の承認があり、次のとおり取り扱うこととしたので、適切に取り扱ってください。

記

1 週休日の振替等に係る振替期間の特例

次の業務を要因として週休日の振替等を行う場合で、学校長が、規則第 3 条第 1 項に規定する振替期間内での振替等が困難であり、かつ、学校運営上特に必要と認める場合に限り、振替期間の末日を「前 4 週後 8 週後直近の長期休業期間（夏季休業又は冬季休業のいずれか）の末日、さらに、冬季休業期間で対応しきれない場合は、学年末・学年始休業期間の末日」とする。

- (1) 対外運動競技等における児童・生徒引率業務
- (2) 児童・生徒引率業務（（1）以外）
- (3) 学校行事（学校祭、修学旅行等）に関する業務

2 施行日

平成 24 年 6 月 1 日

3 経過措置

平成 24 年 4 月 1 日以後の週休日について、週休日の振替等を行った場合で、当該振替等を行った後の週休日（4 時間の勤務時間の割振り変更を行った時間を含む。以下「新週休日」という。）が本特例の施行日以後とされている場合は、本特例の範囲内で 1 回に限り、新週休日を変更することができるものとする。

（総務政策局総務課人事グループ）
（総務政策局教職員課人事法規グループ）

教 職 第 432 号
平成 24 年 6 月 1 日

各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育委員会教育長

北海道学校職員の週休日の振替等に係る振替期間の特例について（通知）

このことについて、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則 13-43。以下「規則」という。）第 22 条の規定により人事委員会の承認があり、次の通り取り扱うこととしたので、適切に取り扱うようお願いいたします。

記

1 週休日の振替等に係る振替期間の特例

次の業務を要因として週休日の振替等を行う場合で、学校長が、規則第 3 条第 1 項に規定する振替期間内での振替等が困難であり、かつ、学校運営上特に必要と認める場合に限り、振替期間の末日を「前 4 週後 8 週後直近の長期休業期間（夏季休業又は冬季休業のいずれか）の末日、さらに、冬季休業期間で対応しきれない場合は、学年末・学年始休業期間の末日」とする。

- (1) 対外運動競技等における児童・生徒引率業務
- (2) 児童・生徒引率業務（（1）以外）
- (3) 学校行事（学校祭、修学旅行等）に関する業務

2 施行日

平成 24 年 6 月 1 日

3 経過措置

平成 24 年 4 月 1 日以後の週休日について、週休日の振替等を行った場合で、当該振替等を行った後の週休日（4 時間の勤務時間の割振り変更を行った時間を含む。以下「新週休日」という。）が本特例の施行日以後とされている場合は、本特例の範囲内で 1 回に限り、新週休日を変更することができるものとする。

（総務政策局教職員課人事法規グループ）

教職第 433 号
平成 24 年 6 月 1 日

各道立学校長 様

総務政策局総務課長
総務政策局教職員課服務担当課長

北海道学校職員の週休日の振替等に係る振替期間の特例について（通知）

このことについては、本日付教職第 432 号により通達（以下「通達」という。）したところですが、通達の運用に当たっては次の事項に留意の上、その取扱いを適切に行うようにしてください。

記

1 振替期間の特例のイメージ図

別添のとおり

2 用語の解説

- (1) 「振替期間内での振替等が困難」とは、例えば、毎日授業があり振替等が困難な場合や児童又は生徒の休業日と同じ日に振替後の週休日を設定できないため振替等が困難になる場合などを指すこと。
- (2) 「学校運営上特に必要と認める場合」とは、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 10 年条例第 21 号。以下「条例」という。）第 6 条に規定する「特に勤務することを命ずる必要がある場合」と同義であること。
- (3) 「対外運動競技等における児童・生徒引率業務」とは、部活動指導業務のうち、部活動に係る大会、練習試合、合宿等への引率、大会の当番校業務など生徒を引率する業務を指し、大会及び練習試合については、自校で行う場合も含むものであること。なお、北海道学校職員等の特殊勤務手当条例（昭和 31 年第 79 号）第 12 条第 1 項第 3 号に規定する「人事委員会が定める対外運動競技等」とは異なるものであること。
- (4) 「児童・生徒引率業務（(1) 以外）」とは、「対外運動競技等における児童・生徒引率業務」を除く、児童又は生徒を引率するすべての業務を指すこと。
- (5) 「学校行事（学校祭、修学旅行等）に関する業務」とは、学習指導要領に規定する学校行事（儀式的行事、文化的行事（学芸的行事）、健康安全・体育的行事、遠足（旅行）・集団宿泊的行事、勤労生産・奉仕的行事）に係る業務を指すこと。

3 その他留意事項

条例第 11 条に定める「休日の代休日」は、本特例の対象にならないこと。

（人事グループ）

（人事法規グループ）

教職第 433 号
平成 24 年 6 月 1 日

各市町村教育委員会教育長 様

総務政策局教職員課服務担当課長

北海道学校職員の週休日の振替等に係る振替期間の特例について（通知）

このことについては、本日付教職第 432 号により通知（以下「通知」という。）したところですが、通達の運用に当たっては次の事項に留意の上、その取扱いを適切に行うようにしてください。

記

1 振替期間の特例のイメージ図

別添のとおり

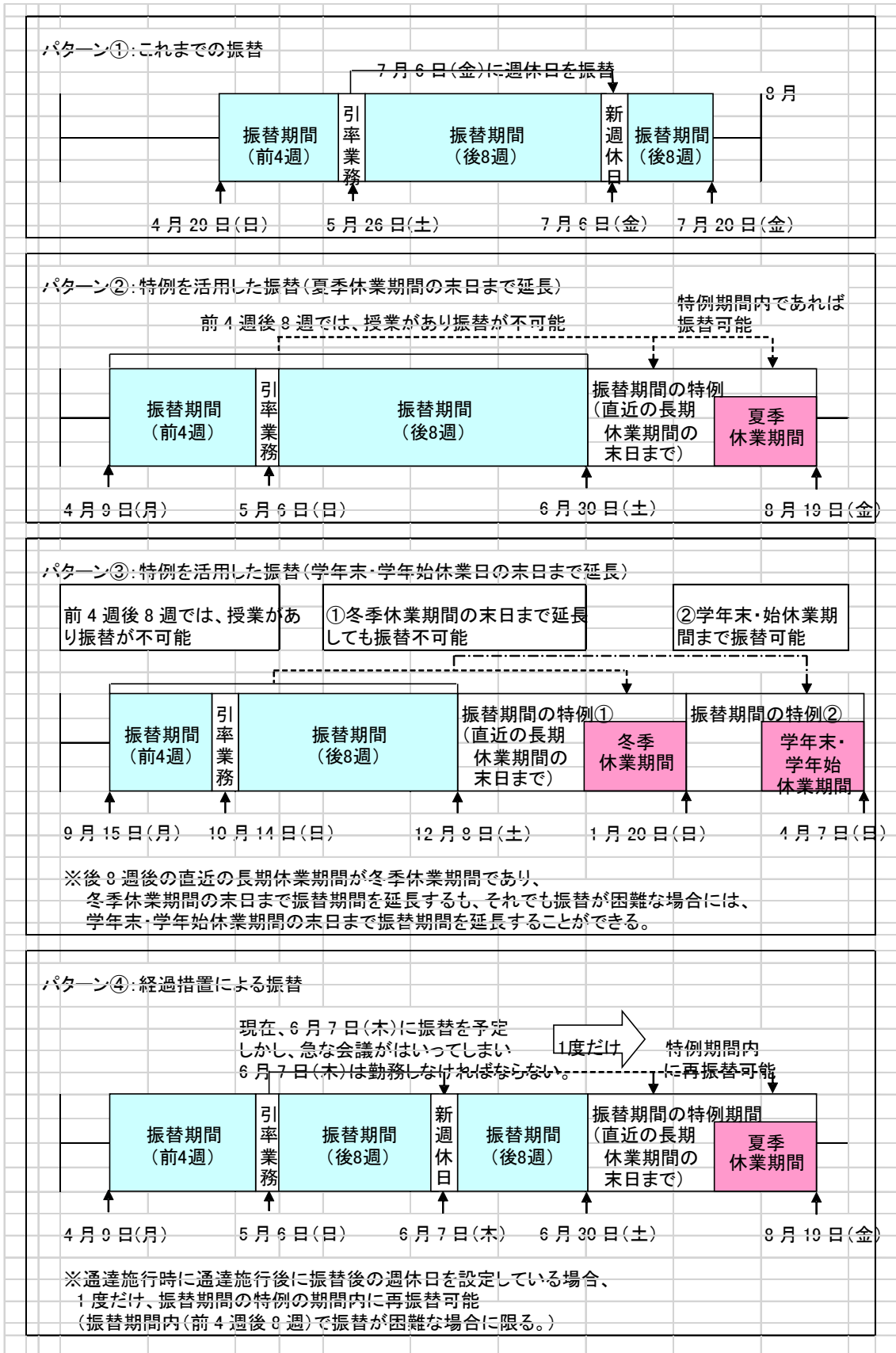
2 用語の解説

- (1) 「振替期間内での振替等が困難」とは、例えば、毎日授業があり振替等が困難な場合や児童又は生徒の休業日と同じ日に振替後の週休日を設定できないため振替等が困難になる場合などを指すこと。
- (2) 「学校運営上特に必要と認める場合」とは、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 10 年条例第 21 号。以下「条例」という。）第 6 条に規定する「特に勤務することを命ずる必要がある場合」と同義であること。
- (3) 「対外運動競技等における児童・生徒引率業務」とは、部活動指導業務のうち、部活動に係る大会、練習試合、合宿等への引率、大会の当番校業務など生徒を引率する業務を指し、大会及び練習試合については、自校で行う場合も含むものであること。なお、北海道学校職員等の特殊勤務手当条例（昭和 31 年第 79 号）第 12 条第 1 項第 3 号に規定する「人事委員会が定める対外運動競技等」とは異なるものであること。
- (4) 「児童・生徒引率業務（(1) 以外）」とは、「対外運動競技等における児童・生徒引率業務」を除く、児童又は生徒を引率するすべての業務を指すこと。
- (5) 「学校行事（学校祭、修学旅行等）に関する業務」とは、学習指導要領に規定する学校行事（儀式的行事、文化的行事（学芸的行事）、健康安全・体育的行事、遠足（旅行）・集団宿泊的行事、勤労生産・奉仕的行事）に係る業務を指すこと。

3 その他留意事項

条例第 11 条に定める「休日の代休日」は、本特例の対象にならないこと。

（人事法規グループ）



教職第 499 号
平成24年6月11日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長

総務政策局総務課長
総務政策局教職員課サービス担当課長
教育職員局給与課長

北海道学校職員の週休日の振替等に係る振替期間の特例について（通知）

このことについて、平成24年6月1日付け教職第432号及び教職第433号により
通達・通知したところですが、別添のとおり、「週休日の振替等に係る振替期間の特例に
ついてQ&A」を作成しましたので、ご活用ください。

（人事グループ）
（人事法規グループ）
（給与制度グループ）

週休日の振替等に係る振替期間の特例について

Q&A

問1)

「北海道学校職員の週休日の振替等に係る振替期間の特例（平成24年6月1日付け教職第432号（通達・通知）（以下、「特例」という。））」の記の1（3）における「学校行事（学校祭、修学旅行等）に関する業務」と「修学旅行の引率業務等に従事する道立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領（平成24年5月1日付け教職第187号（通達・通知）（以下、「要領」という。））」での対象業務は同じ意味か。

<回答>

「要領」に規定する対象業務と「特例」の記の1の（3）における業務のどちらも学習指導要領に定められた行事ですが「特例」の対象となる業務は学校行事全般を指しますことから、「要領」の対象業務とならない以下の業務についても対象となります。

- ①「儀式的行事（入学式、卒業式等）」
- ②「文化的行事のうち、児童・生徒の手によらない作品や催し物を鑑賞する行事（音楽鑑賞会、演劇鑑賞会等）」
- ③「健康安全・体育的行事のうち健康安全に関する行事（健康診断、避難訓練、交通安全・防犯等に関する行事等）」
- ④「旅行・集団宿泊的行事のうち遠足、移動教室、野外活動等」
- ⑤「勤労生産・奉仕的行事（職場体験、各種の生産活動、上級学校や職場の訪問・見学、全校美化行事、地域社会への協力や学校内外のボランティア活動等）」

問2)

「要領」での対象職員と「特例」での対象職員は同じか。

<回答>

「特例」の対象となる職員は「北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「条例」という。）第2条に規定する「学校職員」を指し、「要領」の対象となる職員に加え学校栄養職員、事務職員や技術職員等も対象となります。

問3)

修学旅行の引率を行う場合、それが週休日にかかる場合は「要領」によるべきか「特例」によるべきか

<回答>

「要領」は修学旅行の引率業務等に従事する場合、①当該業務を行う日の属する週を含む4週の期間を定め、②当該4週の期間における週休日が8日となるように当該職員の勤務日を定め、③当該4週の期間内において1週平均38時間45分の勤務となるよう、当該職員の「勤務時間を割振る」ものであり、「特例」は、週休日に特に勤務をしなければならない場合の「週休日の振替等」に係る振替期間の特例であり、それぞれ別の制度であります。

なお、週休日の正規の勤務時間の分を「特例」により週休日の振替を行い、週休日の正規の勤務時間を超える分を「要領」により勤務時間の割振りの変更を行うなど、「要領」と「特例」を合わせて取り扱うことはできません。

問4)

修学旅行の引率を行う場合、それが週休日にかかる場合において「要領」により勤務時間の割振り等を行うときに、同時に今回の「特例」により、週休日を長期休業期間中の末日まで割振ることは可能か。

<回答>

「要領」により勤務時間等を割振る場合、

- ・当該業務を行う日の属する週を含む4週の期間を定めること。
- ・当該4週の期間における週休日が8日となるように当該職員の勤務日を定めなければならない。
- ・当該4週の期間につき、1週当たり平均38時間45分となるよう勤務時間を割振らなければならない。

ことから、「要領」により勤務時間を割振る際には、当該4週の期間における週休日が8日となるよう勤務日を定めなければならないものです。

このため、同時に「特例」による週休日の振替はできません。

問5)

「要領」により勤務時間を割振る中で、土日以外の日に「勤務不要日」を設けたが、当該「勤務不要日」に勤務を命じなければならなくなった場合、「勤務不要日」の振替を行うことは可能か。

その場合でも「要領」に定めた4週の間「勤務不要日」を含めた週休日を8日としなければならないのか。

また、当該「勤務不要日」を「特例」により振替えることは可能か。

<回答>

- (1) 学校行事等で「要領」により勤務時間の割振りを行い土日以外の日を「勤務不要日」と決定したが、その後、当該「勤務不要日」に勤務を命じなくてはならない状況になった場合、当該「勤務不要日」は、週休日と同じ扱いとなるので振替を行うことは可能です。
- (2) 「要領」により定めた4週の間において設定した8日の週休日を設定した後に、別の業務により当該「勤務不要日」に学校長が特に勤務を命ずる必要がある場合には、当該「勤務不要日」を振替えることは可能です。この場合、結果として「要領」により定めた4週の期間における週休日（「勤務不要日」も含む。）が8日とならないこととなります。
- (3) 当該「勤務不要日」に行う業務が「特例」の対象となる業務の場合は、特例による振替えを行うことは可能です。

問6)

「要領」により勤務時間を割振る中で、「勤務不要日」のほかに「割振無しの日」を設けたが、当該「割振無しの日」も「特例」により振替えることは可能か。

<回答>

「割振無しの日」は「勤務不要日」と違い「週休日」と同じ扱いとはならないので、振り替えることはできません。

問7)

毎週土日が週休日の教員が生徒の対外運動競技等における生徒引率を土曜日に終日行った場合、当該土曜日を勤務日とし、その振替期間を「特例」により長期休業期間の末日までとすることは可能か。また、その際、特殊勤務手当は支給されるか。

<回答>

- (1) 学校長が規則第3条第1項に規定する振替期間（「前4週後8週」）での振替等が困難であり、かつ、学校運営上特に必要と認める場合に限り、今回の「特例」により振替期間の末日を「前4週後8週後直近の長期休業期間の末日」までとすることは可能です。なお、週休日の振替を行った段階で当該土曜日は勤務日となります。
- (2) 週休日の振替により土曜日が勤務日となることから、教員特殊業務手当（第3号業務・第4号業務）は支給されません。ただし、生徒引率業務が「北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例」第12条第1項第3号に規定する「人事委員会が定める対外運動競技等」で泊を伴うものである場合については、教員特殊業務手当（第3号業務）の支給対象となります。

問 8)

毎週土日が週休日の教員が生徒の対外運動競技等における生徒引率を土曜日に4時間行った場合、当該土曜日に勤務した4時間の割振り変更を「特例」により長期休業期間の末日までとすることは可能か。また、その際、特殊勤務手当は支給されるか。

<回答>

- (1) 「特例」で規定する「振替期間内での振替等が困難」には、4時間勤務の割振り変更が含まれることから、問7の回答と同様に可能です。
- (2) 割振り変更により土曜日が4時間勤務を割り振られた日となることから、生徒引率業務に従事した時間が4時間である場合は、教員特殊業務手当（第3号業務・第4号業務）は支給されません。

教 職 第 2243 号
平成 26 年 3 月 3 日

各道立学校長 様

北海道教育委員会教育長

北海道学校職員の週休日の振替等に係る振替期間の特例について（通達）

このことについて、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則 13-43。以下「規則」という。）第 22 条の規定により人事委員会の承認があり、次のとおり取り扱うこととしたので、適切に取り扱ってください。

記

1 週休日の振替等に係る振替期間の特例

次の業務を要因として週休日の振替等を行う場合で、学校長が、規則第 3 条第 1 項に規定する振替期間内での振替等が困難であり、かつ、学校運営上特に必要と認める場合に限り、振替期間の末日を「前 4 週後 8 週後直近の長期休業期間（夏季休業又は冬季休業のいずれか）の末日、さらに、冬季休業期間で対応しきれない場合は、学年末・学年始休業期間の末日」とする。

・授業及びそれに付随する業務

2 施行日

平成 26 年 4 月 1 日

（総務政策局総務課人事グループ）
（総務政策局教職員課サービス制度グループ）

教職第 2 2 4 3 号
平成 26 年 3 月 3 日

各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育委員会教育長

北海道学校職員の週休日の振替等に係る振替期間の特例について（通知）

このことについて、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則 13-43。以下「規則」という。）第 22 条の規定により人事委員会の承認があり、次のとおり取り扱うこととしたので、適切に取り扱ってください。

記

1 週休日の振替等に係る振替期間の特例

次の業務を要因として週休日の振替等を行う場合で、学校長が、規則第 3 条第 1 項に規定する振替期間内での振替等が困難であり、かつ、学校運営上特に必要と認める場合に限り、振替期間の末日を「前 4 週後 8 週後直近の長期休業期間（夏季休業又は冬季休業のいずれか）の末日、さらに、冬季休業期間で対応しきれない場合は、学年末・学年始休業期間の末日」とする。

・授業及びそれに付随する業務

2 施行日

平成 26 年 4 月 1 日

（総務政策局教職員課サービス制度グループ）

教 職 第 2244 号
平成 26 年 3 月 3 日

各道立学校長 様

総 務 政 策 局 総 務 課 長
総務政策局教職員課服務担当課長

北海道学校職員の週休日の振替等に係る振替期間の特例について（通知）

このことについて、本日付け教職第 2243 号により通達（以下「通達」という。）したところですが、通達の運用に当たっては次の事項に留意の上、その取扱いを適切に行うようにしてください。

記

1 振替期間の特例のイメージ図

別添のとおり

2 用語の解説

- (1) 「振替期間内での振替等が困難」とは、例えば、授業、部活動指導や校務分掌業務等があり振替期間内での振替等が困難な場合などを指すこと。
- (2) 「学校運営上特に必要と認める場合」とは北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 10 年条例第 21 号。以下「条例」という。）第 6 条に規定する「特に勤務することを命ずる必要がある場合」と同義であること。
- (3) 「授業及びそれに付随する業務」とは、週休日に行う自校の教育課程に位置付けられている授業及びその授業を行うために必要な業務を指し、例えば、「教育課程に位置付けられていない「進学講習」等」の業務は含まないものであること。

3 その他

条例第 11 条に定める「休日の代休日」は本特例の対象にならないこと。

（人事グループ）
（服務制度グループ）

教 職 第 2244 号
平成 26 年 3 月 3 日

各市町村教育委員会教育長 様

総務政策局教職員課服務担当課長

北海道学校職員の週休日の振替等に係る振替期間の特例について（通知）

このことについて、本日付け教職第 2243 号により通知（以下「通知」という。）したところですが、通知の運用に当たっては次の事項に留意の上、その取扱いを適切に行うようにしてください。

記

- 1 振替期間の特例のイメージ図
別添のとおり
- 2 用語の解説
 - (1) 「振替期間内での振替等が困難」とは、例えば、授業、部活動指導や校務分掌業務等があり振替期間内での振替等が困難な場合などを指すこと。
 - (2) 「学校運営上特に必要と認める場合」とは北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 10 年条例第 21 号。以下「条例」という。）第 6 条に規定する「特に勤務することを命ずる必要がある場合」と同義であること。
 - (3) 「授業及びそれに付随する業務」とは、週休日に行う自校の教育課程に位置付けられている授業及びその授業を行うために必要な業務を指し、例えば、「教育課程に位置付けていない「進学講習」等」の業務は含まないものであること。
- 3 その他
条例第 11 条に定める「休日の代休日」は本特例の対象にならないこと。

（服務制度グループ）

別添

